○農林水産省告示第千五百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十月五日

農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字村所字小野五四八の二・五四八の三（以上二筆国有林。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十月五日

農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字村所字外屋之滝五二〇の二・字笹尾五八五の一九（以上二筆国有林。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十月五日

農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県さぬき市寒川町神前字石井五の一七から五の一九まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

○農林水産省告示第千五百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年十月五日

農林水産大臣　簗　和生

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　佐賀県佐賀市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年十月五日

農林水産大臣　簗　和生

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮崎県小林市・えびの市・西諸県郡高原町（以上二市一町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小林市・高原町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁並びに関係市役所及び高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百九十四号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の三第一項の規定により、令和八年七月六日次のとおり自動車を認定した。

令和八年十月五日

国土交通大臣　井林　辰憲

認定番号	車名及び型式	車体の形状	認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
2026—TA0003—1	トヨタ　7AW—AXU　H78R	ステーションワゴン	愛知県豊田市トヨタ町1番地
2026—TA0003—2	〃	〃	〃
2026—TA0003—3	〃	〃	〃
2026—TA0003—4	〃	〃	〃

○国土交通省告示第千百九十五号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の三第一項の規定により、令和八年七月八日次のとおり自動車を認定した。

令和八年十月五日

国土交通大臣　井林　辰憲

認定番号	車名及び型式	車体の形状	認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
2026—TA0004—1	トヨタ　XB4—VXK　A75L	ボンネット	愛知県豊田市トヨタ町1番地
2026—TA0004—2	〃	〃	〃
2026—TA0004—3	〃	〃	〃
2026—TA0004—4	〃	〃	〃

○国土交通省告示第千百九十六号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の三第一項の規定により、令和八年七月九日次のとおり自動車を認定した。

令和八年十月五日

国土交通大臣　井林　辰憲

認定番号	車名及び型式	車体の形状	認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
2026—GE0001—1	キャデラック　7BU—T1UL	ステーションワゴン	ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社　東京都品川区東品川四丁目12番8号
2026—GE0001—2	〃	〃	〃

○国土交通省告示第千百九十七号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年十月五日

国土交通大臣　井林　辰憲

登録年月日	名称	住所	種類
令和八年九月十一日	株式会社ムジコ・クリエイト	青森県弘前市大字和泉一丁目三番地一	貨物軽自動車安全管理者講習